

意見書案第 2 号

つくば市を含む茨城県全体を「原発事故子ども・被災者支援法」の支援対象
地域に指定するよう求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成25年 3 月18日

提出者 環境経済常任委員長 松岡 嘉一

つくば市を含む茨城県全体を「原発事故子ども・被災者支援法」の支援対象地域に指定するよう求める意見書（案）

昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、つくば市においてもたくさんの市民が子どもたちの健康への放射能の影響を心配しています。

特に、事故直後に大量に放出された放射性物質のうち、放射性ヨウ素は半減期も短いため、現在ではホールボディカウンター等での測定は困難になってしまいましたが、各研究機関の調査により茨城県内でも相当量の汚染があったことが明らかになってきました。しかし、当時、国から屋内退避の指示もなかったため、子どもたちが放射性ヨウ素による被ばくをした可能性があると考えられます。

最近の福島県の発表では、福島県内の18歳以下の子どもを対象に実施している甲状腺エコー検査で、23年度実施分で約36%、24年度実施分(9/28までの速報値)では約42%の割合で経過観察や二次検査を行うなどの対応が必要だということです。また、チェルノブイリ原子力発電所事故での実例を見ても、子どもたちへの健康検査を早急に実施していく必要があります。

平成24年6月21日成立、同27日に公布された「東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。)では、子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、子どものときに一定基準値以上の放射線量の地域に住んでいた場合には、健康診断が生涯にわたって実施されるよう国が必要な措置を講じることとされています(第13条第2項)。

この「一定基準以上の放射線量の地域」を判断する際に、放射性セシウム等半減期の比較的長い核種だけでなく、放射性ヨウ素等半減期の短い核種による事故直後の被ばくについても考慮していただきたいと考えます。「原発事故子ども・被災者支援法」に基づき、子どもたちが甲状腺エコー検査等を継続して受けられるための支援制度を確立することを希望します。また、子どもたちの健康への懸念や被害を最小限におさえるため、疾病の予防と早期発見、早期治療ができる体制を速やかに整備することを希望します。

つきましては、子どもたちを放射能被害から守るため、以下について強く要望いたします。

- 一、「原発事故子ども・被災者支援法」の「一定基準以上の放射線量の地域」としてつくば市を含む茨城県全体を指定すること。
- 二、農業関係の風評被害については、最大限配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年3月18日

つくば市議会

(提出先)

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

復興庁長官 様

茨城県知事 様